

第 1 部 人権 導入

I. 国際人権法はどのように使われているか

A. 国内機関

1. 議会

参議院法務委員会 2009 年 6 月 30 日【資料 1】

2. 行政機関

人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>

3. 裁判所

福岡地方裁判所 2009 年 6 月 3 日判決【資料 2】

東京地方裁判所 2009 年 3 月 26 日判決【資料 3】

最高裁判所第三小法廷 2009 年 2 月 10 日判決【資料 4】

B. 国際機関

1. 自由権規約人権委員会

日本報告書に対する見解 (2008 年)【別添資料 1】

2. 女性差別撤廃条約委員会

日本報告書に対する見解 (2009 年)【別添資料 2】

II. 国際法における人権保障制度形成 社会権・自由権規約採択まで

国際法に誕生日があるわけではなく、1648年のヴェストファーレン(ウェストファリア)平和会議とともに国際法が突然誕生したのではない。現在我々が国際法と呼ぶ法の起源

は多岐にわたり、近代ヨーロッパ的意味での「国家」が確立し、したがって「国家間関係」が生じるにつれ、国家間に適用される法が独自の法体系・法秩序として認識されるようになっていく。

そのような多岐にわたる起源の一つとして必ず挙げられるのが、**Francisco de Vitoria** (1480?-1546)による講義「インディオについて」（1539年1月、サラマンカ大学）である。ドミニコ会修道士たる **Vitoria** は、スペインによる中南米征服それ自体は認めつつ、そのやり方を蛮行と断じ、「法」に反すると批判した（【資料5】）。これは、キリスト教徒であろうがなかろうが、ヨーロッパ人であろうがなかろうが、「人」は「人」であり、同じ「法」が適用される、と把握する考え方である。そこには、ルネサンス・宗教改革・コペルニクス(1473-1543)による宇宙観の転換と並行して進む法観念の転換（神的自然法から人間理性の自然法へ）を見ることができる。

人に法が適用されるということは、人権という理念の出発点となる。イングランド古法においては、裁判所の召喚に応じない者などは **outlaw**（＝法の外側にいる者）とされ、法規制の対象外に置かれた（ノルマン人征服（11世紀）後は廃れたとされるが、形式的には20世紀まで存続した制度である）。すなわち、**outlaw** とされた者を殺害しても、殺人罪は成立しない（構成要件該当性がない）のである。ヨーロッパ人権裁判所は、**Bankovic** 事件決定（2001年）において、コソヴォ紛争に関して NATO 軍が行ったベオグラード空爆にヨーロッパ人権条約の適用がないことを説明する際、ユーゴスラヴィアがヨーロッパ人権条約の「法的空間(*espace juridique*)」内に存在しないことを理由とした（【資料6】）。

とはいえ、法の適用は人権の必要条件であっても十分条件ではない。**Vitoria** は、自然法上の権利として交通・滞在・通商の自由を認め、それをインディオが阻止した場合には、スペイン人は自己の権利を擁護するため戦争に訴える権利を持つとした。しかも、いわゆる「克服し得ない無知」理論（【資料7】）に基づけば、戦争に訴える国（＝スペイン）の一方的判断にもとづいて戦争は正当となり、その結果なされる殺害や財産権侵害も正当となる。自己の一方的判断により他者の権利侵害を正当化するこの考え方が、「人権」という発想と両立しないのは言うまでもない。と同時に、**Vitoria** の示す立場は、国際人権と戦争の違法化とが表裏一体の関係にあることをも示唆する（この段落に述べたことは **Grotius**(1583-1645)にも妥当する）。

「人」を個人として把握し、人間理性に基礎を置く近代自然法理論は、社会契約論を生む。**Thomas Hobbes** (1588-1679)・**John Locke** (1632-1704)・**Jean-Jacques Rousseau** (1712-1778)を代表者とするこの理論は、当時確固たる地位を確立しつつあった「国家」の権限（主権）を根拠づけ、他方でその制約の有無を論じるものであった。ここで、国家に対する個人の権利という考えが生まれる。人権は、国家の枠をその存在理由とし、国家を超えて人権を論じる基盤はそこにはない。フランス人権宣言（1789年）が普遍的な人権を語っていたとしても（“l'homme”「男性」と“citoyen”「市民」の権利宣言であったことはとりあえずおく）、その普遍性を実現するために執られた手段は、国際的な人権保障体制の

構築ではなく、革命の輸出とナポレオン帝国の拡大であった。この経緯は、国際人権と国家主権とが矛盾対立の関係にあることを示唆する。

とするならば、国際人権保障の「先駆け」とされるものが、戦争の違法化と国家主権の制限と（この二つが密接な関係にあることも理解しやすいことである）が萌芽的に試みられる第一次大戦後に生まれたのは、当然と言える。戦間期には、中東欧諸国を対象に、少数者保護条約が多く締結された。ドイツ帝国・オーストリア＝ハンガリー帝国・トルコ帝国の解体に伴い多くの独立国が誕生ないし復活する一方、それら諸国は他国民族を多く含んでおり、それへの対応次第では安全保障への脅威となると考えられたからである。すなわち、少数者を保護することそれ自体が目的なのではなく、少数者の保護を通じて安全保障を確保することが目的だった。当然ながら、戦勝国内の少数者保護は話題にさえなっていない。

むしろ注目すべきは、国際労働機関(ILO)の設立（1919 年）である。国内労働運動を過激化させないようにするため（ロシア革命が 1910-1918 年に発生したばかりである）には労働者保護が必要である一方、自国のみが労働者保護を図ると国際市場において不利になる。そこで、国際的な機関を通じて労働者保護の国際基準を策定する必要が感じられたのである。

不安定な戦間期を経て、世界は第二次大戦に突入する。これは、現状に不満を持つ枢軸国が始めた戦争であった。対抗する連合国は、世論（とりわけ孤立主義の強いアメリカ世論）を動員するために、「戦争目的 War Aim」の策定を迫られた。そこで発表されたのが、大西洋宣言（【資料 8】1941 年 8 月 14 日）である。注目すべきは、人民の自決権（3 項）、労働条件の改善（5 項）、恐怖と欠乏からの解放（6 項）とが唱えられ、「広範かつ恒常的一般安全保障制度の設立」（8 項）も目標とされたことである。そして、日本の真珠湾攻撃＋南進を受けて採択された連合国宣言（【資料 9】1942 年 1 月 1 日）では、前文 2 項で「人権」が戦争目的として明示されるに至る。

対する枢軸国も、整合性・体系性はともかく、それぞれ戦争目的を掲げて戦った。ドイツにとっては「アーリア人」の優位性に基礎を置く新秩序構築であり、日本にとっては八紘一宇の大東亜共栄圏であり、イタリアにとってはローマ帝国の再建であった。このいずれも、特定人種の優位を前提としたものであり、人権の発想とは両立しがたいものであった。

戦争に勝利した連合国は、人権が国際的場面で扱われるべき重要な問題であることを確信していた。まず、人権という発想をそもそも無視する国内体制を持つ国が平和を攪乱したことから、平和維持のための人権保障の必要性が強く感じられた（参照、戦間期における、安全保障のための少数者保護）。そして、とりわけドイツにおけるユダヤ人（だけではないが）大量殺害は、民主的に成立した政権による自国民殺害であり、国家による人権保障の限界を赤裸々に示した。戦後に誕生した「広範かつ恒常的一般安全保障制度」たる国際連合(United Nations = 連合国)が、その憲章前文および 55 条・56 条で人権保障を謳

ったのは、このような経緯による（参照、対日平和条約（【資料 10】）前文）。加えて、東西（後には南北も）イデオロギー対立の中、人権が各ブロックの自己正当化と国益伸長のために国際政治の道具として活用されるようになったことも、人権が国際法上の問題として登場した背景として指摘できる。

国際連合憲章の人権規定は極めて一般的・抽象的であり、それを具体化する作業はすぐに始まった。人権委員会(Commission on Human Rights)が憲章 68 条に基づいて総会の補助機関として設置され、国際人権章典(International Bill of Rights)の策定が企図された。もっとも、それが容易ならぬ作業であることは明らかであり、まずは非拘束的人権カタログたる宣言を作成し、その上で、拘束力を持ち実施監視措置をも備えた人権条約を作成することとされた。

そして、人権委員会作成の草案を基に、1948 年 12 月 10 日（ジェノサイド防止条約採択の翌日！）に「世界人権宣言 Universal Declaration on Human Rights」が国連総会決議(U.N. Doc. A/RES/217(III))により採択された。社会主義諸国は、社会権規定が不十分として棄権に回ったが、この宣言に社会権規定が置かれていることそれ自体注目に値する。世界人権宣言は国連総会決議であり、それそのものとしては拘束力を持たない。しかし、後の各種人権条約の基礎となったほか（参照、ヨーロッパ人権条約前文、社会権規約・自由権規約前文）、裁判機関もこれに頻繁に言及し（例、「条約規定」の例として言及する大阪地判 2008 年 9 月 26 日【資料 11】）、さらには国内法上一定の地位が与えられる例がある（例、スペイン憲法 10 条 2 項【資料 12】）など、極めて大きな影響力を有している。

とはいえ、法的拘束力ある形で人権保障を図る必要性は認識されており、東西冷戦の深化と南北対立の発生による議論の混迷を経ながらも、1966 年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国連総会決議 2220A(XXI)）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国連総会決議 2220B(XXI)）が採択された（いずれも 1976 年に発効）。これらは、総会決議の番号からそれぞれ「A 規約」「B 規約」と呼ばれることが多かったが、最近では、その内容から「社会権規約」「自由権規約」との略称で呼ばれるようになっていく。

当初は自由権のみ条約化するとの提案がなされたところ、社会主義国・発展途上国の強い反対により社会権も条約化の対象とされることとなった。世界人権宣言では、西欧・北米自由主義的人権観とマルクス主義人権観との調和が試みられたが、規約作成の段階ではイデオロギー対立の調整は困難を極めた。世界人権宣言は法的拘束力のない文書である上、当時の国連加盟国は 58 カ国であった。ところが、植民地支配からの脱却を果たした国が大量に国連に加盟し、1966 年段階では 122 カ国の加盟国となっていた。世界人権宣言がどちらかといえば西欧・北米自由主義的人権観に立っているのに対し、規約が集団主義的人権観に傾いているのはこのためである。

たとえば、世界人権宣言は、「人は……権利を有する」と述べているのに対し、人権規約は、まず人民の自決権を宣明した上で、「国家は、……誓約する」と定めている。

すなわち、まず社会の存在を前提とし、人権がその人の生きる社会状況と不可分であることが強調されているのである。財産権・庇護権・国籍を恣意的に剥奪されない権利が世界人権宣言に含められておきながら、二つの人権規約には定められていないことは、この文脈で理解することができる。

III. 「国際」人権法

A. 条約

現在、人権保障を定める条約はかなりの数に上っており、それが対象とする分野も極めて広範である。普遍的条約・宣言等は、国連人権高等弁務官事務所(Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights) ウェブサイトにまとめられている(<http://www2.ohchr.org/english/law/>)。

最も基礎となるのが、上記の世界人権宣言と社会権規約・自由権規約（自由権規約には二つの選択議定書もある）である。これに加えて、分野別に、人種差別撤廃条約（両規約より先に作成された）・女性差別撤廃条約・拷問禁止条約・子どもの権利条約などが作成されており、また、人道法関連条約など、人権とかかわる条約も数多い。ILO が戦後も活発に活動を続け、労働関連条約の作成も続けていることは言うまでもない。

地域的人権条約も多く締結されており、ヨーロッパ人権条約・米州人権条約・アフリカ人権憲章・イスラム人権憲章などがある。これらは、それぞれの地域統合の文脈で把握されるべき問題を多く含んでおり、また、日本の法曹と直接に関係することは少ないため、この講義では基本的に扱わない。ただし、ヨーロッパ人権条約については、自由権規約等の普遍的条約の解釈のために参照されることが珍しくなく（例、大阪高判 1994 年 10 月 28 日（【資料 13】））、本講義でも必要な範囲で触れることとする。

これら条約には、保障される人権カタログに加えて、一定の実施措置が定められている。典型的には、国家報告制度・国家通報制度・個人通報制度の 3 種がある（→第 7 回講義）。

B. 国連機関

普遍的国際人権法の策定・実施にあたるのは、国連の諸機関である。国連総会は、国際人権法の基本的内容を決議により非拘束的な形で示す（例、世界人権宣言）他、人権条約の中心的採択機関である（参照、国際連合憲章 13 条 1 項 b）。また、経済社会理事会も人権に関する権限を有しており（憲章 62 条 2 項、68 条）、女性差別撤廃条約の作成などを行っている。

補助機関としては、上記の人権委員会を引き継ぐ人権理事会(Human Rights Council)が 2006 年に総会の補助機関として設立され（総会決議 60/251）、人権に関する国際文書の作成（強制失踪からの全ての人の保護に関する国際条約（2007 年）、先住民の権利に関する国連宣言（2007 年））や、各国の人権状況の審査を行っている。また、1993 年に人権高等弁務官事務所が設置され、国連事務総長の指揮の下、国連における人権問題を統括している。人権理事会が国家により構成される機関であるのに対し、人権高等弁務官及びその事務所は国家代表ではなく国際公務員である。

日本のような先進国の法曹が国際人権法を見る場合、それを如何に国内裁判所で活用するか、そして、個別事例に関して国際的実施機関にどのようにして問題ないし訴えを提起するか、という観点が中心となる。しかし、国際社会全体の立場から見れば、人権問題としてより深刻なのは、内戦状況に置かれている人々、飢餓状態にある人々、独裁政権に服する人々の状況であり、これらは司法的手段よりもむしろ政治的手段によって対応すべき問題である（司法的手段が使えないわけではないにしても）。各人権条約が設置する実施機関に加えて、国連諸機関も国際人権法の実施のために活動する必要があるのは、主としてそのような事情による。